

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金（引上げ分）の財源充当について
（令和6年度決算）

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 156,504 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源分の市町村交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	561,062	309,840	66,200	11,676	17,183	156,163
	高齢者福祉事業	78,887	28,658	0	21,558	2,842	25,829
	児童福祉事業	748,643	85,435	545,600	41,334	7,561	68,713
	母子福祉事業	1,330	0	0	0	132	1,198
	小計	1,389,922	423,933	611,800	74,568	27,718	251,903
社会保険	介護保険事業	438,330	21,459	0	9,079	40,423	367,369
	国民健康保険事業	143,594	55,439	0	0	8,739	79,416
	小計	581,924	76,898	0	9,079	49,162	446,785
保健衛生	高齢者医療事業	390,626	65,013	0	0	32,277	293,336
	病院事業	426,780	0	0	0	42,306	384,474
	疾病予防対策事業	68,222	2,896	0	15,488	4,940	44,898
	医療提供体制確保事業	1,017	0	0	0	101	916
	小計	886,645	67,909	0	15,488	79,624	723,624
合計		2,858,491	568,740	611,800	99,135	156,504	1,422,312